

「新型コロナウイルス関連情報」(その23:非常事態宣言の延長)

【ポイント】

- 4月28日(火), 東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません。(国内の累計感染者数:24人)
- 東ティモール政府は, 非常事態宣言を30日間延長することを正式に発表しました。これに伴い, 自国民及び外国人の入国禁止, 国境閉鎖や航空便の運航停止措置等は引き続き継続されることとなります。

(本文)

1 感染者の推移

- (1)4月28日(火), 統合危機管理センター(CIGC)の報道官による定例記者会見によれば, 東ティモール国内での新型コロナウイルスの新たな感染者の発表はありません。(国内の累計感染者数:24人)
- (2)在留邦人の皆様におかれては, 東ティモールでの感染者数の推移を注視するとともに, 引き続き冷静に対応してください。また, 感染確定者が収容されている隔離施設や健康観察中の臨時収容施設には近づかないようにしてください。
- (3)東ティモール国内の新型コロナウイルスの感染者数情報は, 在東ティモール日本国大使館ホームページのトップページ(過去の感染者の推移を含む)でご覧いただくか, 東ティモール保健省フェイスブックで更新されるデータをご確認ください。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 東ティモール政府は, 非常事態宣言を30日間延長することを公表しました。これに伴い, 自国民及び外国人の入国禁止, 国境閉鎖や航空便の運航停止措置等は引き続き継続されることとなります。

- (1)東ティモールでは, 4月26日(日)に非常事態宣言の期限を迎えていましたが, 27日(月)深夜, ル・オロ大統領は, 公式フェイスブックを通じて, 非常事態宣言を30日間延長することを公表しました。これに伴って, 自国民及び外国人の入国禁止, 国境閉鎖や航空便の運航停止措置等は引き続き継続されることとなります。
- (2)延長の期間は, 4月28日(火)00:00から5月27日(水)23:59までの期間です。

(3) 在留邦人の皆様におかれては、新型コロナウイルスの感染予防に努めるとともに、各種規制や生活環境に閉塞感が増す中でも、健康を維持し、可能な限り日常生活を心がけるようにしてください。

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)

・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号 670) 332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)